

内部技術評価の実施について

当社では、PCB 廃棄物処理事業の円滑な実施のため、PCB 廃棄物の安全、確実な処理及び事故等の未然防止の観点から、処理施設の健全性及び運転・操業の確実性の確保と、これらの維持向上を図るため、「内部技術評価実施要領」を定め、全 PCB 処理事業所（以下、PCB 処理事業所を「事業所」という。）を対象に、各事業所年 1 回の内部技術評価（以下「技術評価」という。）を実施している。また、令和 3 年度からは施設の解体撤去に関しても、安全への対応や周辺環境への配慮、情報の共有等について適切な体制と実施状況の確保及びその維持向上を図るための技術評価もこれに含めている。なお、高濃度 PCB 廃棄物処理の受け入れを終了し、本格的な解体撤去に入った段階から解体撤去工事監査にて評価を実施することとする。（資料 7－2）

本資料は、内部技術評価実施要領に基づき、令和 5 年度に実施した技術評価結果の概要を纏めたものであり、その詳細については、別紙を参照願いたい。

1. 令和 5 年度実施結果（詳細、「別紙」参照）

1) 令和 5 年度の技術評価では、社内の経営幹部会議に加え、事業検討委員会や各事業部会、監視委員会での意見等を踏まえ、全事業所共通で、安全・安定・確実な操業の確保と、計画的処理完了期限内での処理完了という当社の方針に基づき、また、処理施設の安全・確実な解体撤去を見据えて、

- ①. 営業物の処理完了に向けて計画通りに処理が進んでいるか。また、運転廃棄物や処理施設の解体撤去（先行分や準備作業を含む。）に伴って発生する廃棄物の処理も含めた設備の稼働計画が作成され、計画に沿った操業が実施されているか
- ②. 処理施設の解体撤去段階での使用を含め、夫々の設備の最終稼働時期を考慮した長期保全計画に基づく年度保全計画通りに保全が実施されているか
- ③. 運転廃棄物及び処理施設の解体撤去物の処理計画（ここで、「処理」とは、「卒業若しくは低濃度化(*1)」及び「事業所間移動による処理」を言う。）と処理実績はどのようになっているか

(*1)：無害化処理認定施設への処理委託可能濃度。

- ④. 処理施設の解体撤去に係る体制の整備状況と処理施設の解体撤去の進捗状況はどのようになっているか

の 4 項目に重点を置いて評価を行った。

2) 評価実施日

評価対象事業所	評価回数	評価実施年月日	評価対象期間
北九州事業所	第 19 回	R5.12.7～12.8	R4.10～R5.9
豊田事業所	第 17 回	R5.8.3～8.4	R4.5～R5.4
東京事業所	第 15 回	R5.10.4～10.5	R4.8～R5.7
大阪事業所	第 17 回	R5.11.1～11.2	R4.8～R5.7
北海道事業所	第 16 回	R5.11.16～11.17	R4.9～R5.8

3) 評価体制

技術評価責任者	PCB 処理事業部長
技術評価チーム	
主任技術評価員	PCB 処理事業部員より選任
技術評価員	PCB 処理事業部安全事業課員（数名） 評価対象事業所以外の事業所員（1名）

4) 評価結果

- ①. 令和5年度の評価結果について、前述の重点評価項目に対する評価を中心に、その概要を以下に示す。

ア. 操業状況

北九州、豊田及び大阪の3事業所については、令和5年度での営業物の処理完了に向けて順調に処理が進められていることを確認した。

また、令和6年度以降も営業物の処理が予定されている東京及び北海道の両事業所についても、運転廃棄物等の処理も考慮した設備稼働計画が作成され、計画的に処理が進められていることを確認した。

イ. 設備保全状況

事業終了準備期間での営業物の処理継続や運転廃棄物の処理及びその後の処理施設の解体撤去(*2)に向けて、夫々の設備の最終稼働時期を考慮した長期保全計画が作成され、それに基づく年度保全計画通りに保全が実施されているのを確認した。

(*2): 北海道事業所を除く。(下記「エ。」参照。)

ウ. 運転廃棄物及び処理施設解体撤去物の処理状況

a. 運転廃棄物

事業終了準備期間内での処理完了に向けて、自事業所内処理に加えて無害化処理認定施設への処理委託や事業所間移動（豊田・大阪→北九州、大阪→東京(*3)、東京→北海道）の活用により順調に処理が進められていることを確認した。

(*3): 廃粉末活性炭。

b. 処理施設解体撤去物

処理施設の解体撤去（先行分や準備作業を含む。）が進められている北九州、豊田、東京及び大阪の4事業所については、自事業所内処理と無害化処理認定施設への処理委託の組み合わせにより計画的に処理が進められていることを確認した。

尚、北海道事業所については、後述(エ. の e.)の理由から、処理施設の解体撤去物は発生していないが、保管中の不要旧品の処理が進められていることを確認した。

エ. 処理施設解体撤去の進捗状況

処理施設の解体撤去については、事業所毎に状況が異なるが、夫々の事業所で以下の作業が進められており、何れの事業所も特に大きな問題もなく計画に沿って順調に作業が進められていることを確認した。

a. 北九州事業所

- ・第1期処理施設の主要設備の解体撤去がほぼ終了し、第2期処理施設についても除去分別と一部機器の先行解体撤去が進められていること及び第1期処理施設の建屋解体撤去に向けた作業（工事仕様書作成、PCB 付着状況追加調査等）が進められていること。

- b. 豊田事業所
- ・コンデンサー自動解体ラインの先行解体撤去工事の開始に向けた準備作業（搬送設備のソフト改造、電気・配管の縁切、安全確保のための体制づくり等）やプラント設備に係る PCB 付着状況調査、各種リスト類の作成等が進められていること。
- c. 東京事業所
- ・令和3年7月に発足したプロジェクト（適宜改編中。）を中心に運転会社とも連携しながら種々の調査・検討が進められていること。
 - また、以下の設備について、プラント設備の先行解体撤去工事が開始若しくは先行解体撤去工事の開始に向けた準備が進められていること。
 - I. 低濃度 PCB 処理施設
 - II. リン含有 PCB 油前処理設備
 - III. 安定器処理設備
- d. 大阪事業所
- ・小型解体室の先行解体撤去作業や大型解体室の除去分別・PCB 付着状況調査等の準備作業が進められていること。
- e. 北海道事業所
- ・他事業所とは異なり、処理施設の解体撤去について具体的な議論は行われていないが、将来的に具体的な議論が必要になった場合に備えてワーキンググループが設置され、諸課題の調査・整理、本社・他事業所等との情報共有等が行われ、また、PCB 付着状況調査等の基礎調査が実施されていること。

②. 令和5年度の評価結果を下表に示す。

評価対象事業所	評価項目数 (*A)	適合事項 (*A)	指摘事項 (*A)	所見(*A)(*B)		
				○	◇	◆
北九州事業所	84 (84)	84 (84)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (1)
豊田事業所	66 (66)	66 (66)	0 (0)	2 (1)	0 (1)	0 (0)
東京事業所	65 (65)	65 (65)	0 (0)	2 (0)	0 (2)	0 (0)
大阪事業所	64 (64)	64 (64)	0 (0)	1 (0)	0 (2)	0 (0)
北海道事業所	81 (81)	81 (81)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	1 (0)

(*A) : () 内は、前回（令和4年度）の評価結果を示す。

(*B) : 「所見」欄の記号「○」及び「◆」は、それぞれ以下を示す。

- ・「○」 : 特記すべき成果が得られた事項（良好事例）
- ・「◇」 : 今後の取り組みに対する要請事項
- ・「◆」 : 改善、検討等が望ましい事項

2. 令和6年度実施計画（案）

1) 安全・安定・確実な操業の確保と事業終了準備期間内での処理完了、処理施設の安全・確実な解体撤去を見据え、また社内の経営幹部会議に加え、事業検討委員会や各事業部会、監視委員会において結果を報告した際の意見等も踏まえ、令和6年度の技術評価は、全事業所共通で、下記4項目に重点を置いた評価を予定している。なお今後、事業検討委員会並びに各事業部会、監視委員会等の審議や要請等により追加・変更等を加える場合がある。

- ①. 営業物の処理完了に向けて計画通りに処理が進んでいるか(*4)。また、処理対象物の減少を考慮した操業計画が作成され、計画に沿った操業が実施されているか
- ②. 処理施設の解体撤去段階での使用を含め、夫々の設備の最終稼働時期を考慮した適正な長期保全計画が策定されているか、またそれに基づく年度保全計画通りに保全が実施されているか
- ③. 処理施設の解体撤去に係る体制の整備状況、解体撤去計画等の策定状況及び解体撤去の進捗状況はどのようになっているか
- ④. 運転廃棄物及び処理施設解体撤去物の処理計画（ここで、「処理」とは、「卒業若しくは低濃度化(*5)」及び「事業所間移動(*6)による処理」を言う。）と処理実績はどのようになっているか

(*4): 令和5年度を以て営業物の処理が終了している北九州、豊田、大阪の3事業所については、営業物処理の完了状況を確認。

(*5): 卒業基準から無害化処理認定施設への処理委託可能濃度まで。

(*6): 東京事業所から北海道事業所への移動。

2) 評価対象事業所及び評価実施時期

令和5年度を以て営業物の処理を終了した北九州、豊田及び大阪の3事業所については、今回を以て内部技術評価は終了とし、今後は解体撤去工事監査への移行を予定している。

評価対象事業所	評価回数	評価実施予定年月(*7)
北九州 PCB 処理事業所	第20回評価	令和6年12月(*8)
豊田 PCB 処理事業所	第18回評価	令和6年9月(*8)
東京 PCB 処理事業所	第16回評価	令和6年9月
大阪 PCB 処理事業所	第18回評価	令和6年11月(*8)
北海道 PCB 処理事業所	第17回評価	令和6年11月

(*7): 詳細日程は事業所との協議により決定。

(*8): 令和5年度を以て営業物の処理を終了したため、評価対象期間を令和6年3月末までとする。